

作成例 1 - 1

【林道改良工事(路体強化工) 入札公告(一般競争:電子入札用) の例】

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 〇〇〇〇
(分任支出負担行為担当官)
(〇〇森林管理(支)署長 〇〇〇〇)

1 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇林道外〇〇線改良工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 北海道〇〇郡〇〇町〇〇
- (3) 工事内容 路体強化工(路面整正〇〇.〇km、側溝整備〇〇m、砂利敷〇〇m³ 除草〇〇.〇km)
- (4) 使用する主要な資機材 例) 資材 購入碎石(砂利) 80m/m級〇〇m³
- (5) 工 期 契約締結日の翌日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の対象工事である。【特別重点調査試行工事の場合】
- (8) その他
 - ア 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
この発注者の承諾を得るための申請窓口及び受付期間は次のとおりである。
 - ・受付窓口
〇〇森林管理(支)署 総務課経理係

所在地 ○○市○○町○○番地○
電話 ○○○○－○○－○○○○

北海道森林管理局 経理課
所在地 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
電話 011－○○○－○○○○

・受付期間

平成○○年○月○日から平成○○年○月○日の○時○分から○時○分（○時○分から○時○分を除く。）までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事（土木一式工事）に係る○等級、○等級又は○等級（※「C等級」の工事の場合は、（ただし、D等級の者については資格点数が○点以上の者とする。）を追加する。）の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成○○年4月1日から平成○○年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長若しくは森林管理（支）署長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下「評定点」という。)が65点

未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：林道事業における新設、改良、災害復旧工事、維持修繕工事又は林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道若しくは作業道の新設工事、維持修繕工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ① 1級若しくは2級の建設機械施工技士
- ② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士
 - a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）
 - b 建設部門
 - c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）
 - d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業－農業土木」若しくは「林業－森林土木」である者に限る。）
 - e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者
 - (a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）
 - (b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
- ③ 林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

- ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評定を実施した場合にあつては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用し

ている者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号 林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した工事で、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 入札説明書3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくは準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本社、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く）まで

ただし、休日を除く。

イ 場 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ その他：資料は、電子入札システムを用いて提出すること。なお、詳細は入札説明書によること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合はこの場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は提出した資料に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、平成〇〇年〇月〇日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

4 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求められることができる。

ア 提出期限：平成〇〇年〇月〇日〇〇時まで

イ 提出場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ 提出方法：持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成〇〇年〇月〇日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 総務課経理係
電話 050-3160-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く）まで
ただし、休日を除く。

イ 場 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ その他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を提出すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札開始 平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分

入札締切 平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分

イ 紙入札方式により持参する場合

平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 入札開始、即時締切開札とし、〇〇森林管理署会議室にて行う。

なお、紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問は、次に従い、書面（様式は任意）により行うこと。

ア 受付期間：平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）まで。ただし、休日を除く。

イ 提出場所：上記3(2)イに同じ。

ウ 提出方法：書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間：平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの休日を除

く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

イ 場 所：上記1(8)アに同じ。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除

イ 契約保証金

納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）

ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。詳細は入札説明書による。

ウ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出をすること。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定の主任技術者及び監理技術者の変更は認められない。

(8) 契約書作成の要否

要（落札決定の日から7日以内。ただし、休日を除く。）

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5（1）に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に上記2の(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 資料内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月 林野庁）による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>）をご覧ください。

作成例 1 - 2

【林道改良工事(路体強化工) 入札公告(一般競争:紙入札用) の例】

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 〇〇〇〇
(分任支出負担行為担当官)
(〇〇森林管理(支)署長 〇〇〇〇)

1 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇林道外〇〇線改良工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 北海道〇〇郡〇〇町〇〇
- (3) 工事内容 路体強化工(路面整正〇〇.〇km、側溝整備〇〇m、砂利敷〇〇m³、除草〇〇.〇km)
- (4) 使用する主要な資機材 例)資材 購入碎石(砂利)80m/m級〇〇m³
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の対象工事である。【特別重点調査試行工事の場合】

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 北海道森林管理局における建設工事(土木一式工事)に係る〇等級、〇等級又は〇

等級（※「C等級」の工事の場合は、（ただし、D等級の者については資格点数が〇〇点以上の者とする。）を追加する。）の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、当該実績が森林管理局長若しくは森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：林道事業における新設、改良、災害復旧工事、維持修繕工事又は林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道若しくは作業道の新設工事、維持修繕工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技術士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

① 1級若しくは2級の建設機械施工技術士

② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士

a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）

b 建設部門

c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）

d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業－農業土木」若しくは「林業－森林土木」である者に限る。）

e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者

(a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高

等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）

(b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者

③ 林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評価を実施した場合にあつては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号 林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等が発注した工事で、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(8) 入札説明書3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくは準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 建設業法に基づく本社、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 場 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ その他：申請書及び資料は上記イの場所に持参すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は提出された資料に不備のある者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、平成〇〇年〇月〇日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

4 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：平成〇〇年〇月〇日〇〇時まで

イ 提出場 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ 提出方法：持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成〇〇年〇月〇日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札手続等

- (1) 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 総務課経理係
電話 050-3160-〇〇〇〇

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間：平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）まで
ただし、休日を除く。

イ 場 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ その他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

- (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

イ 平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分 入札開始。即時締切開札とし、〇〇森林管理署会議室にて行う。

ウ 競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により行うこと。

ア 受付期間：平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）まで
ただし、休日を除く。

イ 提出場所：上記3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は書面により回答する。また次のとおり閲覧にも供

する。

ア 期 間：平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

イ 場 所：上記3の(2)のイに同じ。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除

イ 契約保証金

納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）

ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。詳細は入札説明書による。

ウ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定の主任技術者及び監理技術者の変更は認められない。

(8) 契約書作成の要否

要（落札決定の日から7日以内。ただし、休日を除く。）

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に上記2の(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 資料内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局 (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) をご覧下さい。

作成例 2-1

【林道改良工事(路体強化工) 入札公告(一般競争:総合評価:電子入札用) の例】

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 〇〇〇〇
(分任支出負担行為担当官)
(〇〇森林管理(支)署長 〇〇〇〇)

1 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇林道外〇〇線改良工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 北海道〇〇郡〇〇町〇〇
- (3) 工事内容 路体強化工(路面整正〇〇.〇km、側溝整備〇〇m、砂利敷〇〇m³ 除草〇〇.〇km)
- (4) 使用する主要な資機材 例) 資材 購入碎石(砂利) 80m/m級〇〇m³
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争入札の形式

- (1) 本工事の入札は、提出された技術資料【**技術提案書等の技術資料**】に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式【**標準型総合評価落札方式**】を実施する入札形式である。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)
【また、品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の対象工事である。】(【 】は特別重点調査試行工事の場合)
- (2) その他
 - ア 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代

えることができる。

この発注者の承諾を得るための申請窓口及び受付期間は次のとおりである。

・受付窓口

〇〇森林管理（支）署 総務課経理係

所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地〇

電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

北海道森林管理局 経理課

所在地 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

電話 011－〇〇〇－〇〇〇〇

・受付期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。

3 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事（土木一式工事）に係る〇等級、〇等級又は〇等級（※「C等級」の工事の場合は、（ただし、D等級の者については資格点数が〇〇点以上の者とする。）を追加する。）の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、

自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、当該実績が森林管理局長若しくは森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事：林道事業における新設、改良、災害復旧工事、維持修繕工事又は林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道若しくは作業道の新設工事、維持修繕工事

(5) 技術資料【技術提案書】の内容が入札説明書に明示する技術的要求要件を満たしているものであること。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ① 1級若しくは2級の建設機械施工技士
- ② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士
 - a 森林部門(選択科目が「森林土木」である者に限る。)
 - b 建設部門
 - c 農業部門(選択科目が「農業土木」である者に限る。)
 - d 総合技術部門(選択科目が「建設」、「農業-農業土木」若しくは「林業-森林土木」である者に限る。)
 - e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者
 - (a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者(「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科)
 - (b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
- ③ 林業技士(部門が「森林土木」である者に限る。)

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

- ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理

技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評価を実施した場合にあっては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術資料【技術提案書】の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(8) 森林管理局長等が発注した工事で、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(9) 入札説明書3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくは準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 建設業法に基づく本社、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

4 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格確認資料

本競争の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術資料【技術提案書等の技術資料】（以下、「申請書、資料及び技術資料」を「技術資料等」という。【以下、「申請書、資料及び技術提案書」を「技術提案書等」という。】）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。（【 】は標準型総合

評価落札方式の場合)

(2) 技術資料等【技術提案書等】の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）まで。ただし、休日を除く。

イ 提出場所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 011-〇〇〇-〇〇〇〇

ウ その他

技術資料等【技術提案書等】は、電子入札システムを用いて提出すること。なお、詳細は入札説明書によること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は上記イに示す場所に持参すること。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(3) 技術資料等【技術提案書等】は、入札説明書により作成すること。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術資料等【技術提案書等】を提出しない者又は提出した技術資料等【技術提案書等】に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(5) 競争参加資格の確認は、技術資料等【技術提案書等】の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成〇〇年〇月〇日までに通知する。

なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

5 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

平成〇〇年〇月〇日〇〇時まで

イ 提出場所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ 提出方法

持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成〇〇年〇月〇日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記3(5)の技術資料等【技術提案書等】で示された実績等により最大30点【50点】の加算点を与える。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計（技術評価点）を当該入札者の入札価格で除して算出した値（評価値）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び評価項目ごとの評価に関する基準等については、入札説明書に示すとおりである。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 施工能力等

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の能力
- ③ 企業の安全管理状況

イ 信頼性・社会性

- ① 地域精通度
- ② 地域貢献度

ウ 技術提案（施工計画含む）

本工事における施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び施工上の課題への対応方法の妥当性、工夫等により評価する。

【標準型総合評価落札方式の場合は、上記ウを次のエ及びオの評価項目に換える。】

エ 施工計画に関する技術提案

工程管理・品質管理・施工上の課題に対する技術提案

オ 社会的要請に対する技術提案
周辺環境に対する配慮に関しての技術提案

(3) 加算点

各評価項目の得点（評価点）は30点【50点】で満点とし、配点は入札説明書に示すとおりとする。

(4) 落札者の決定の方法

ア 入札

入札参加者は価格をもって入札する。

イ 落札者となるべき者

入札者ごとの技術評価点（標準点に加算点を加えた点数）を当該入札者の入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+加算点) / (入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち算出した評価値の最も高い者を落札者となるべき者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ウ 落札者となるべき者を落札者とししない場合

上記イの落札者となるべき者が次の条件の一に該当する場合には、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、入札公告及び入札説明書に示す条件を全て満たして入札した上記イの落札者となるべき者を除く者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(5) 技術資料【技術提案書】の提出方法

技術資料【技術提案書】は入札説明書に基づき作成するものとし、申請書と併せて提出すること。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

7 入札手続等

(1) 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
〇〇森林管理（支）署 総務課経理係
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 経理課〇〇係
電話 011-〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）ただし、休日を除く。

イ 場所

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 011－〇〇〇－〇〇〇〇

ウ その他

配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を提出すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札開始 平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分

入札締切 平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分

イ 紙入札方式により持参する場合

平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 入札開始、即時締切開札とし、〇〇森林管理署会議室にて行う。

なお、紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問の受付期間、場所、方法

入札説明書に対する質問は、次に従い書面（様式は任意）により行うこと。

ア 受付期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（ただし、〇時〇分から〇時〇分を除く。）まで。ただし、休日は除く。

イ 提出場所

上記4(2)イに同じ。

ウ 提出方法

書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 入札説明書に対する質問の回答

上記(1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 場所

上記2(2)アに同じ。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。（保管金の取扱店 日本銀行〇〇代理店）

ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。詳細は入札説明書による。

ウ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状

況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定の主任技術者及び監理技術者の変更は認められない。

- (7) 契約書作成の要否
要（落札決定の日から7日以内。ただし、休日を除く。）
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
上記7(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記3(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(2)及び(3)により申請書及び技術資料等【技術提案書等】を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて上記3(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）
- (10) 技術資料等【技術提案書等】の内容のヒアリング
技術資料等【技術提案書等】の内容についてのヒアリングは原則として行わない。
なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）
- (11) 技術提案書の採否【標準型総合評価落札方式の場合にのみ適用】
技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
- (12) 技術資料等【技術提案書等】の提出及び電子入札システムに係る詳細
本案件は、技術資料等【技術提案書等】の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(平成16年7月 林野庁)による。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局 (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) をご覧下さい。

作成例 2 - 2

【林道改良工事(路体強化工) 入札公告(一般競争:総合評価:紙入札用) の例】

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 〇〇〇〇
(分任支出負担行為担当官)
(〇〇森林管理(支)署長 〇〇〇〇)

1 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇林道外〇〇線改良工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 北海道〇〇郡〇〇町〇〇
- (3) 工事内容 路体強化工(路面整正〇〇. 〇km、側溝整備〇〇m、砂利敷〇〇m³ 除草〇〇. 〇km)
- (4) 使用する主要な資機材 例) 資材 購入碎石(砂利) 80m/m級〇〇m³
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争入札の形式

本工事の入札は、提出された技術資料【技術提案書等の技術資料】に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】を実施する入札形式である。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

【また、品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の対象工事である。】(【 】は特別重点調査試行工事の場合)

3 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び

第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事（土木一式工事）に係る○等級、○等級又は○等級（※「C等級」の工事の場合は、（ただし、D等級の者については資格点数が○点以上の者とする。）を追加する。）の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長若しくは森林管理（支）署長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10 林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事：林道事業における新設、改良、災害復旧工事、維持修繕工事又は林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道若しくは作業道の新設工事、維持修繕工事

(5) 技術資料【技術提案書】の内容が入札説明書に明示する技術的要求要件を満たしているものであること。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

① 1級若しくは2級の建設機械施工技士

- ② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士
 - a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）
 - b 建設部門
 - c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）
 - d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業－農業土木」若しくは「林業－森林土木」である者に限る。）
 - e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者
 - (a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）
 - (b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
- ③ 林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

- ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評定を実施した場合にあつては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術資料【**技術提案書**】の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）
- (8) 森林管理局長等が発注した工事で、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 入札説明書3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(入札説明書参照)

- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくは準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 建設業法に基づく本社、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

4 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格確認資料

本競争の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術資料【技術提案書等の技術資料】（以下、「申請書、資料及び技術資料」を「技術資料等」という。【以下、「申請書、資料及び技術提案書」を「技術提案書等」という。】）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(2) 技術資料等【技術提案書等】の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 提出場所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 011-〇〇〇-〇〇〇〇

ウ その他

技術資料等【技術提案書等】は、上記イに示す場所に持参すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

- (3) 技術資料等【技術提案書等】は、入札説明書により作成すること。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術資料等【技術提案書等】を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(5) 競争参加資格の確認は、技術資料等【技術提案書等】の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成〇〇年〇月〇日までに通知する。

なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

5 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

平成〇〇年〇月〇日〇〇時まで

イ 提出場所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇

〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係

電話 050-3160-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 050-3160-〇〇〇〇

ウ 提出方法

持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成〇〇年〇月〇日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

② 上記3(5)の技術資料等【技術提案書等】で示された実績等により最大30点【50点】の加算点を与える。

③ 得られた標準点と加算点の合計（技術評価点）を当該入札者の入札価格で除して算出した値（評価値）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び評価項目ごとの評価に関する基準等については、入札説明書に示すとおりである。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 施工能力等

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の能力
- ③ 企業の安全管理状況

イ 信頼性・社会性

- ① 地域精通度
- ② 地域貢献度

ウ 技術提案（施工計画含む）

本工事における施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び施工上の課題への対応方法の妥当性、工夫等により評価する。

【標準型総合評価落札方式の場合は、上記ウを次のエ及びオの評価項目に換える。】

エ 施工計画に関する技術提案

工程管理・品質管理・施工上の課題に対する技術提案

オ 社会的要請に対する技術提案

周辺環境に対する配慮に関しての技術提案

(3) 加算点

各評価項目の得点（評価点）は30点【50点】で満点とし、配点は入札説明書に示すとおりとする。

(4) 落札者の決定の方法

ア 入札

入札参加者は価格をもって入札する。

イ 落札者となるべき者

入札者ごとの技術評価点（標準点に加算点を加えた点数）を当該入札者の入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋加算点) / (入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち算出した評価値の最も高い者を落札者となるべき者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ウ 落札者となるべき者を落札者としない場合

上記イの落札者となるべき者が次の条件の一に該当する場合には、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、入札公告及び入札説明書に示す条件を全て満たして入札した上記イの落札者となるべき者を除く者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認められるとき

- ② 落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(5) 技術資料【技術提案書】の提出方法

技術資料【技術提案書】は入札説明書に基づき作成するものとし、申請書と併せて提出すること。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

7 入札手続等

(1) 担当部署

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
〇〇森林管理（支）署 総務課経理係
電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 経理課〇〇係
電話 011－〇〇〇－〇〇〇〇

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（〇時〇分から〇時〇分を除く。）ただし、休日を除く。

イ 場所

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
〇〇森林管理（支）署 〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 〇〇課〇〇係
電話 011－〇〇〇－〇〇〇〇

ウ その他

配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

イ 平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 入札開始。即時締切開札とし、〇〇森林管理署会議室にて行う。

ウ 競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると

確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問の受付期間、場所、方法

入札説明書に対する質問は、次に従い書面（様式は任意）により行うこと。

ア 受付期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分（ただし、〇時〇分から〇時〇分を除く。）まで。ただし、休日は除く。

イ 提出場所

4 (2)イに同じ。

ウ 提出方法

書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 上記入札説明書に対する質問の回答

上記(1)の質問に対する回答書は書面により回答するので確認すること。

また、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

イ 場所

4 (2)イに同じ。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）

ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。詳細は入札説明書による。

ウ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定の主任技術者及び監理技術者の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否

要（落札決定の日から7日以内。ただし、休日を除く。）

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記7の(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記3の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4の(2)及び(3)により申請書及び技術資料等【技術提案書等】を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて上記3の(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(10) 技術資料等【技術提案書等】の内容のヒアリング

技術資料等【技術提案書等】の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(11) 技術提案書の採否【標準型総合評価落札方式の場合にのみ適用】

技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

(12) 詳細

入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局 (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) をご覧下さい。

作成例3－1（路体強化工）

【林道改良工事（路体強化工）入札説明書（一般競争：電子入札用）の例】

入 札 説 明 書

北海道森林管理局（又は〇〇森林管理（支）署）の平成〇〇年度〇〇〇〇工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争に付する事項
入札公告のとおり。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事（土木一式工事）に係る〇等級、〇等級又は〇等級（※「C等級」の工事の場合は、（ただし、D等級の者については資格点数が〇〇点以上の者とする。）を追加する。）の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、当該実績が平成18年4月1日以降に完成した森林管理局長若しくは森林管理（支）署長（以下「森林管理局長等」という。）の工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：入札公告のとおり

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、

建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ① 1級若しくは2級の建設機械施工技士
- ② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士
 - a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）
 - b 建設部門
 - c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）
 - d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業－農業土木」若しくは「林業－森林土木」である者に限る。）
 - e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者
 - (a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）
 - (b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
- ③ 林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

- ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事において主任技術者、監理技術者、現場代理人及びこれらに補助者として従事した場合並びに施工監督、工事主任のいずれかの経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評定を実施した場合にあつては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した工事で、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

- (8) 上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと（項目に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社若しくは子会社の一方が更正会社又は再生手続きが継続中の会社である場合を除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社若しくは再生手続きが継続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①若しくは②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

3 設計業務等の受注者等

- (1) 2(8)の「上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
- 当該工事に係る設計業務等の受注者：〇〇〇〇設計株式会社
- (2) 2(8)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
- ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記2(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この

場合において、上記 2 (1) 及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記 2 (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は提出された申請書及び資料に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 提出方法

電子入札システムによる。ただし、提出申請書及び資料の総容量が 3 MB を超える場合には、持参若しくは郵送(書留郵便等で配達記録が明らかになるものに限る)により提出することとするが、この場合においても、提出申請書及び資料を持参若しくは郵送する旨の表示等を記載したファイルを電子入札システムにより提出すること。

提出申請書及び資料のファイル形式については、電子入札システム運用基準による。

また、紙入札方式の場合は持参すること。

(3) 申請書は、様式 1 により作成すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

申請書に添付する資料は、様式 2、3、4-①及び②とし、様式毎に示す作成要領に従い作成すること。

なお、様式 3 に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなった場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」いう。)を変更できるものとする。

(5) 資料作成説明会については、原則として実施しない。

(6) 資料の提出がない場合(必要書類の提出不足等も含む)又は資料の記載内容に虚偽の記載がされた場合は入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については入札公告に示した日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

5 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：入札公告のとおり。

イ 提出場所：入札公告のとおり。

ウ 提出方法：持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、書面により回答するので確認すること。

回答期限：入札公告のとおり。

6 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受付期間：入札公告のとおり。

イ 提出場所：入札公告のとおり。

ウ 提出方法：入札公告のとおり。

(2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること、また、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間：入札公告のとおり。

イ 場 所：入札公告のとおり。

7 入札及び開札の日時及び場所等

入札公告のとおり。

8 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金： 免除

(2) 契約保証金： 納付(保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行〇〇支店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律

第184号) 第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 ○○森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、工種及び種別に数量、単位、単価、金額を明らかにすること。

ア 電子入札方式の場合

- ① 提出方法：工事費内訳書を③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。
- ② 郵送について：工事費内訳書が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ持参又は郵送(締切日時必着)で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(任意様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
 1. 持参若しくは郵送等する旨の表示
 2. 持参若しくは郵送等する書類の目録
 3. 持参若しくは郵送等する書類のページ数
 4. 持参若しくは発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号持参若しくは郵送の場合の提出先は、入札公告の5(1)のとおり。
- ③ ファイル形式：電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、Microsoft Excel(Excel2000形式以下)で作成し、入札添付欄に添付すること。
なお、ファイルを圧縮する場合には、LZH形式とする。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

- (3) 工事費内訳書の説明等

入札参加者は、商号若しくは名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。)を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

11 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会

官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあつては、競争参加者若しくはその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者若しくはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

13 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、15に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合に於いて発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止若しくは工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、落札者の決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

(2) 特別重点調査【特別重点調査試行工事の場合】

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格

の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

特別重点調査は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

ア 提出を求める資料等

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 積算内訳書
- ③ 下請予定業者一覧表
- ④ 配置予定技術者名簿
- ⑤ 手持ち工事の状況
- ⑥ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑦ 手持ち資材の状況
- ⑧ 資材購入予定先一覧
- ⑨ 手持ち機械の状況
- ⑩ 機械リース元一覧
- ⑪ 労務者の確保計画
- ⑫ 工種別労務者配置計画
- ⑬ 建設副産物の搬出地
- ⑭ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ⑮ 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
- ⑯ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）
- ⑰ 誓約書
- ⑱ 施工体制台帳
- ⑲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

イ 説明資料の提出期限等

説明資料の提出期限は、特別重点調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ウ 特別重点調査対象者が複数の場合の扱い

特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

エ 虚偽の説明等があった場合の取扱い

入札者が虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合若しくは又は監督職員による施工内容の確認において入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

オ 公正取引委員会への報告

特別重点調査の結果、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者については、

原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行うものとする。

カ 特別重点調査の結果の公表

特別重点調査の結果についてはホームページで公表するものとする。

また、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報をホームページで公表するものとする。

キ 特別重点調査を経て契約した工事の監督

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、施工体制台帳提出時及び施工計画書提出時にヒアリングを実施する等、監督体制を強化するものとする。

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、国有林野事業工事請負契約約款については北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) に掲示しているものとする。

17 支払条件

(1) 前金払 (有・無) (※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない)

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

(2) 中間前金払及び部分払 中間前金払 (有・無) 部分払 (有・無)

18 違約金について

受注者が国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第1項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額 (契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額) の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

19 火災保険付保の要否： 否

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無

21 分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記5(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日 (休日を除く。) 以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先： 上記1に同じ

22 関連情報を入手するための照会窓口：上記1に同じ。

23 その他

(1) 言語等

契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 虚偽の記載の取扱い

申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 技術者の配置

落札者は、上記4(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 電子入札システムの稼働時間

電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。

(5) 電信入札システムの操作手引き書

システム操作上の手引き書としては、北海道森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」及び農林水産省電子入札センターホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。

(6) 電子入札システムに関する問い合わせ先

障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作、接続確認等の問い合わせ先

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時

電話：048-254-6031

FAX：048-254-6041

e-mail: help@maff-ebic.go.jp

(7) 通知書等の確認

入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(8) 再入札等

第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(9) 本店等の所在地域

本工事の手續きに際して本店、支店若しくは営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。

(10) 標準仕様書等

林道工事標準仕様書、林道工事施工管理基準については、「治山林道必携(設計積算編)」を参照すること。

- (11) 競争参加資格等で求める「過去○年以内」、「過去○年間」の年とは、会計年度(4月1日～3月31日)のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去2年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去2年度の間」等と読み替える。

この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。

作成例3－2（路体強化工）

【林道改良工事（路体強化工）入札説明書（一般競争：紙入札用）の例】

入 札 説 明 書

北海道森林管理局（又は〇〇森林管理（支）署）の平成〇〇年度〇〇〇〇工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争に付する事項
入札公告のとおり。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事（土木一式工事）に係る〇等級、〇等級又は〇等級（※「C等級」の工事の場合は、（ただし、D等級の者については資格点数が〇〇点以上の者とする。）を追加する。）の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、当該実績が平成18年4月1日以降に完成した森林管理局長若しくは森林管理（支）署長（以下「森林管理局長等」という。）の工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：入札公告のとおり

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、

建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ① 1級若しくは2級の建設機械施工技士
- ② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士
 - a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）
 - b 建設部門
 - c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）
 - d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業－農業土木」若しくは「林業－森林土木」である者に限る。）
 - e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者
 - (a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）
 - (b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
- ③ 林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

- ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事において主任技術者、監理技術者、現場代理人及びこれらに補助者として従事した場合並びに施工監督、工事主任のいずれかの経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評定を実施した場合にあつては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した工事で、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

- (8) 上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと（項目に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社若しくは子会社の一方が更正会社又は再生手続きが継続中の会社である場合を除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社若しくは再生手続きが継続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①若しくは②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

3 設計業務等の受注者等

- (1) 2の(8)の「上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
- 当該工事に係る設計業務等の受注者：〇〇〇〇設計株式会社
- (2) 2(8)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
- ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記2(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この

場合において、上記2(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記2(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は提出された申請書及び資料に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 提出方法

入札公告のとおり。

(3) 申請書は、様式1により作成すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

申請書に添付する資料は、様式2、3、4-①及び②とし、様式毎に示す作成要領に従い作成すること。

なお、様式3に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなった場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」いう。）を変更できるものとする。

(5) 資料作成説明会については、原則として実施しない。

(6) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は資料の記載内容に虚偽の記載がされた場合は入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については入札公告に示した日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

5 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 入札公告のとおり。

イ 提出場所： 入札公告のとおり。

ウ 提出方法：持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、書面により回答するので確認すること。

回答期限：入札公告のとおり。

6 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受付期間：入札公告のとおり。

イ 提出場所：入札公告のとおり。

ウ 提出方法：入札公告のとおり。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること、また、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間：入札公告のとおり。

イ 場 所：入札公告のとおり。

7 入札及び開札の日時及び場所等

入札公告のとおり。

8 入札方法等

- (1) 入札書は持参すること。郵送等による提出は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除

- (2) 契約保証金： 納付(保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行〇〇支店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁 〇〇森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を

「10分の3」に読み替えるものとする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出は、入札書とともに提出を行うこと。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、工種及び種別に数量、単位、単価、金額を明らかにすること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

- (3) 工事費内訳書の説明等

入札参加者は、商号若しくは名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

11 開札

開札は競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者若しくはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、若しくはその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、15に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止若しくは工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、落札者の決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

(2) 特別重点調査【特別重点調査試行工事の場合】

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

特別重点調査は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

ア 提出を求める資料等

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 積算内訳書
- ③ 下請予定業者一覧表
- ④ 配置予定技術者名簿
- ⑤ 手持ち工事の状況
- ⑥ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑦ 手持ち資材の状況
- ⑧ 資材購入予定先一覧
- ⑨ 手持ち機械の状況
- ⑩ 機械リース元一覧
- ⑪ 労務者の確保計画
- ⑫ 工種別労務者配置計画
- ⑬ 建設副産物の搬出地
- ⑭ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ⑮ 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
- ⑯ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）
- ⑰ 誓約書
- ⑱ 施工体制台帳
- ⑲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

イ 説明資料の提出期限等

説明資料の提出期限は、特別重点調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない

場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ウ 特別重点調査対象者が複数の場合の扱い

特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

エ 虚偽の説明等があった場合の取扱い

入札者が虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合若しくは又は監督職員による施工内容の確認において入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

オ 公正取引委員会への報告

特別重点調査の結果、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行うものとする。

カ 特別重点調査の結果の公表

特別重点調査の結果についてはホームページで公表するものとする。

また、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報をホームページで公表するものとする。

キ 特別重点調査を経て契約した工事の監督

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、施工体制台帳提出時及び施工計画書提出時にヒアリングを実施する等、監督体制を強化するものとする。

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、国有林野事業工事請負契約約款については北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) に掲示しているものとする。

17 支払条件

(1) 前金払（有・無）（※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない）

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

(2) 中間前金払及び部分払 中間前金払（有・無） 部分払（有・無）

18 違約金について

受注者が国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第1項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変

更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

19 火災保険付保の要否： 否

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無

21 苦情申立て

分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記5(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先： 上記1に同じ

22 関連情報を入手するための照会窓口： 上記1に同じ。

23 その他

(1) 言語等

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 虚偽の記載の取扱い

申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 技術者の配置

落札者は、上記4(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 再入札等

第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。

(5) 本店等の所在地域

本工事の手続きに際して本店、支店若しくは営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。

(6) 標準仕様書等

林道工事標準仕様書、林道工事施工管理基準については、「治山林道必携(設計積算編)」を参照すること。

(7) 競争参加資格等で求める「過去〇年以内」、「過去〇年間」の年とは、会計年度(4月1日～3月31日)のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去2年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去2年度の間」等と読み替える。

この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。

作成例 4 - 1 (路体強化工)

【林道改良工事(路体強化工)入札説明書(一般競争:総合評価:電子入札用)の例】

入 札 説 明 書

北海道森林管理局(又は〇〇森林管理(支)署)の平成〇〇年度〇〇〇〇工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争に付する事項
入札公告のとおり。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事(土木一式工事)に係る〇等級、〇等級又は〇等級(※「C等級」の工事の場合は、(ただし、D等級の者については資格点数が〇〇点以上の者とする。)を追加する。)の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の(とび・土工・コンクリート工事)に登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る)。

ただし、当該実績が平成18年4月1日以降に完成した森林管理局長若しくは森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。)の工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

經常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事:入札公告のとおり

(5) 提出された簡易な施工計画等(以下「技術資料」という。)**【「技術提案及び技術提案に基づく**

【**施工計画等**（以下「**技術提案書**」という。）】の内容が発注者の設定している標準案（別冊図面及び仕様書）より優れている場合は加算点を与えることとし、標準案での提案も認める。

なお、技術資料【**技術提案書**】で求める簡易な施工計画【**技術提案及び技術提案に基づく施工計画等**】の内容は以下のとおりとする。（【】は標準型総合評価落札方式の場合）

技術資料で求める内容：「○○○○工事における施工管理」

具体的な内容： 施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び各種課題の対応方法、工夫等の技術的所見

※ 標準型総合評価落札方式の場合は、上記の「技術提案書で求める内容」を次に換える。

技術提案書で求める内容：「○○工事における技術提案」

具体的な内容：① 施工計画に関する技術提案

② 社会的要請に対する技術提案

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

① 1級若しくは2級の建設機械施工技士

② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士

a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）

b 建設部門

c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）

d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業－農業土木」若しくは「林業－森林土木」である者に限る。）

e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者

(a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）

(b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者

③ 林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成○○年4月1日から平成○○年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事において主任技術者、監理技術者、現場代理人及びこれらに補助者として従事した場合並びに施工監督、工事主任のいずれかの経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評定を実施した場合にあっては、評定点が65点未満であるものを除く。

- エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術資料【技術提案書】の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）
- (8) 北海道森林管理局長等が発注した工事のうち、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと（項目に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社若しくは子会社の一方が更正会社又は再生手続きが継続中の会社である場合を除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社若しくは再生手続きが継続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①若しくは②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 建設業法に基づく本店、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が北海道森林管理局管内に所在する者であること。

3 設計業務等の受注者等

- (1) 2の(9)の「上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
当該工事に係る設計業務等の受注者：〇〇〇設計株式会社

- (2) 2の(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、上記(1)の「当該工事に係る設計業務等の受注者」と次のいずれかに該当する関係を有する者である。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する建設業者
- ② 当該受注者の出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ③ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格確認資料

本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術資料【**技術提案書**】(以下、「申請書、資料及び技術資料」を「**技術資料等**」という。【以下、「**申請書、資料及び技術提案書**」を「**技術提案書等**」という。】)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

上記2の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術資料等を提出することができる。

この場合において、上記2の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記2の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記2の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料等【**技術提案書等**】を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術資料等【**技術提案書等**】の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

ア 電子入札システムによる提出の場合

(ア) 提出期間

入札公告のとおり。

(イ) 提出方法

電子入札システム「技術資料」【**技術提案書**】画面の添付資料フィールドに「申請書」(様式1)、「技術資料等」(表紙及び様式2、3、4①及び②、5【**技術提案書等**】(表紙及び様式2、3、4①及び②、6)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術資料等【**技術提案書**】の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、技術資料等【**技術提案書**】の全てを持参若しくは郵送(書留郵便等で配達記録が明らかになるものに限る。)により提出することとするが、この場合においても、提出申請書及び資料を持参若しくは郵送する旨の表示等を記載したファイルを電子入札システムにより提出すること。

提出申請書及び資料のファイル形式については、電子入札システム運用基準による。

また、紙入札方式の場合は持参すること。

(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地〇番
〇〇森林管理(支)署 〇〇課 〇〇係
電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 札幌市宮の森三条7-70
北海道森林管理局 〇〇課 〇〇係
電話 011-〇〇〇-〇〇〇〇

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ① 一太郎 Ver 10以下
- ② Microsoft Word (Word2000形式以下)
- ③ Microsoft Excel (Excel2000形式以下)
- ④ その他のアプリケーションPDFファイルAcrobat 5以下
- ⑤ 画像ファイルJPEG形式若しくはGIF形式
- ⑥ 圧縮ファイルLZH形式

イ 紙入札方式による提出の場合

入札公告に示す受付期間、受付場所のとおり。

(2) 申請書

申請書は、様式1により作成すること。

(3) 技術資料等【技術提案書等】の作成

技術資料等は、様式2、3、4①及び②、5【様式2、3、4①及び②、6】とし、様式ごとに示す作成要領に従い作成すること。

なお、様式3に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなった場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更(14で後述)できるものとする。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(4) 技術資料等【技術提案書等】の作成説明会

技術資料等の作成説明会は、原則として実施しない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(5) 技術資料等【技術提案書等】に対する審査等

技術資料等【技術提案書等】に対する審査及び評価は、競争参加資格の有無に関する部分を〇〇森林管理(支)署において実施し、競争参加資格を有すると認められた者の技術資料【技術提案書】に係る評価を北海道森林管理局の技術審査会において行う。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(6) 技術資料等【技術提案書等】の不備

技術資料等【技術提案書等】の提出がない場合(必要書類の提出不足の場合及び様式5【様

式6】が無記載の場合も含む。)は、入札に参加できない。

技術資料等【技術提案書等】の記載内容は、具体的な根拠を伴って担保・確認ができるものとし、抽象的内容(丁寧に施工する等)の記述は認めない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(7) 競争参加資格の確認を行う日

競争参加資格の確認は、技術資料等【技術提案書等】の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成〇〇年〇月〇日までに通知する。

なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(8) 技術資料等【技術提案書等】のヒアリング

技術資料等【技術提案書等】のヒアリングは、原則として実施しない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(9) その他

① 技術資料等【技術提案書等】の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された技術資料等【技術提案書等】を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術資料等は返却しない。

④ 提出期限以降における技術資料等【技術提案書等】の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

5 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア 提出期限

入札公告のとおり。

イ 提出場所

入札公告のとおり

ウ 提出方法

持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、書面により回答するので確認すること。

回答期限：入札公告のとおり。

6 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

② 2の(5)の技術資料等【技術提案書等】で示された実績等により最大30点【50点】の加算

点を与える。

- ③ 入札者ごとの技術評価点（①の標準点と②の加算点の合計を「技術評価点」という。以下同じ。）を当該入札者の入札価格で除して評価値を算出し、評価値が最大の者を落札者として決定する。
- ④ ③の決定に当たり、該当者の入札価格が調査基準価格を下回っていないこと及び該当者の評価値が評価基準値（標準点を本工事の予定価格で除した数値を「基準評価値」という。以下同じ。）を下回っていないことを条件とする。
- ⑤ ③の評価値の最も高い者が2者以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合並びにくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(2) 評価項目及び評価指標（簡易型総合評価落札方式の場合）

ア 評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ア) 施工能力等に関する事項

企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の安全管理状況により評価する。

(イ) 信頼性・社会性に関する事項

地域精通度、地域貢献度により評価する。

(ウ) 技術提案（施工計画含む）

本工事における施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び施工上の課題への対応方法の妥当性、工夫等により評価する。

(3) 入札の評価に関する基準（簡易型総合評価落札方式の場合）

ア 本工事の総合評価に関する評価項目及び評価点は以下のとおりとする。

区 分	項 目	評 価 項 目	評価点
施工能力等	企業の施工実績	同種工事の施工実績	18点
		森林土木工事成績評定点の平均	
		低入札価格調査対象工事の有無	
		表彰の有無	
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の施工経験	
		主任（監理）技術者の保有する資格	
		継続教育（CPD）の取組状況	
企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害の有無		
信頼性・社会性	地域精通度	当該森林管理（支）署管内の市町村所在地における施工実績の有無	7点
	地域貢献度	災害協定等に基づく活動実績の有無	
		国土緑化活動に対する取り組み	
		ボランティア活動の実績の有無	

技術提案	施工計画等	施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び各種課題への対応方法、工夫等	5点
			満点 30点

イ 「施工能力等」 についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
(簡易型総合評価落札方式の場合)

評価項目	評価基準	期間	評価点の配点
① 同種工事の施工実績	過去の国若しくは、都道府県、市町村の発注した同種工事の施工実績の有無	過去15年以内	2/1/0
② 森林土木工事成績評定点の平均	過去の森林土木工事成績評定点の平均点	過去2年間	5/2/0
③ 低入札価格調査対象工事の有無	過去の低入札価格調査対象工事の有無及び当該工事の工事成績評定点	過去2年以内	3/1/0
④ 表彰の有無	優良工事として農林水産省(林野庁)による森林土木工事の表彰の有無	過去10年以内	2/0
⑤ 主任(監理)技術者の施工経験	国若しくは都道府県、市町村が発注した同種工事の施工経験の有無	過去15年以内	2/1/0
⑥ 主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士(森林土木)、林業技士(森林土木)の資格保有の有無	現在	1/0
⑦ 継続教育(CPD)の取組状況	森林分野に関する継続教育の前年度の取得ポイントの証明の有無	前年度	2/1/0
⑧ 企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害の有無	過去2年以内	1/0

注) 過去2年間の工事成績評定の平均点の考え方は以下のとおり

- ① 工事の実績が森林管理局長等の発注工事であること。
- ② 森林管理局長等の発注工事であって、工事成績評定が実施されていない工事の評定点は「65点」とみなす。
- ③ 過去2年間の北海道森林管理局長等の発注工事の施工実績が1工事のみの業者については、その成績に65点を加え2で除した点数とする。
ただし、1工事のみの成績が65点未満の業者については、その措置を行わない。

ウ 「信頼性・社会性」 についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
(簡易型総合評価落札方式の場合)

評価項目	評価基準	期間	評価点の配点
① 当該森林管理(支)署管内の市町村所在地における施工実績の有無	当該工事を発注する森林管理(支)署管内の市町村所在地における森林土木工事の施工実績の有無	過去15年以内	1/0

②	災害協定等に基づく活動実績の有無	国有林等との災害協定等に基づく活動実績	過去2年以内	2/1/0
③	国土緑化活動に対する取り組み	国有林等との分収造林等の契約や国有林野内での植樹活動等の有無	過去10年以内	2/1/0
④	ボランティア活動の実績の有無	国有林等におけるクリーン作戦、林道沿線の刈払い等の活動の有無	過去2年以内	2/1/0

エ 「企業の技術力」 についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
(簡易型総合評価落札方式の場合)

評価項目	評価基準	評価点の配点
本工事における施工計画等	施工計画、工程管理、品質管理、安全管理及び各種課題への対応方法、工夫等について評価する。	5/3/0

(4) 落札者の決定

ア 入札

入札参加者は、価格をもって入札する。

イ 落札者となるべき者

入札者ごとの技術評価点（標準点に加算点を加えた点数）を当該入札者の入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+加算点) / (入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち算出した評価値の最も高い者を落札者となるべき者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ウ 落札者となるべき者を落札者としない場合

上記イの落札者となるべき者が次の条件の一に該当する場合には、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、入札公告及び入札説明書に示す条件を全て満たして入札した上記イの落札者となるべき者を除く者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき

エ 評価値の最も高い者が複数の場合

イにおいて評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合並びに「くじ」を引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

オ 調査基準価格を下回る場合

上記イの落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場

合は、下記15に示すとおり予決令第85条の調査を行うものとする。

(5) 評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、工事成績評定について、最大12点を限度に減ずるものとする。【林野庁工事成績評定要領に基づき減点するものとする。】 また、提案された内容が履行されなかった場合に、その性格から再度の施工が困難あるいは合理的でない場合については、契約金額の減額、損害賠償等を行う場合がある。

7 入札説明書に対する質問

(1) 質問書の提出

この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受付期間

入札公告のとおり。

イ 提出場所

入札公告のとおり。

ウ 提出方法

入札公告のとおり。

(2) 質問に対する回答

上記(1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間

入札公告のとおり。

イ 場所

入札公告のとおり。

8 入札及び開札の日時及び場所等

入札公告のとおり。

9 入札方法等

(1) 入札書

入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により、商号若しくは名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数
入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除

- (2) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

- ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行〇〇支店)
- ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁〇〇森林管理(支)署)
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、工種及び種別に数量、単位、単価、金額を明らかにすること。

ア 電子入札方式の場合

- (ア) 提出方法

工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

- (イ) 郵送について

工事費内訳書が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送(締切日時必着)で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。

また、郵送に当たっては書留郵便を利用し、二重封筒で表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書して中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。

電子入札システムを利用できる者であって、工事費内訳書の一式を郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として下記の内容を記載した書面(任意様式)を提出すること。

- ① 郵送等する旨の表示
- ② 郵送等する書類の目録
- ③ 郵送等する書類のページ数
- ④ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、郵送の場合の提出先は1に同じ。

- (ウ) ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、4の(1)のアの(ウ)と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

イ 紙入札方式で場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書の返却

提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 工事費内訳書の説明等

入札参加者は、商号若しくは名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者若しくはその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者若しくはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊北海道森林管理局入札説明書・入札者 注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

ただし、いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合

(2) 受注者の責によらない理由により工事中止若しくは工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）

15 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、落札者の決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

(2) 特別重点調査【特別重点調査試行工事の場合】

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

特別重点調査は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

ア 提出を求める資料等

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 積算内訳書
- ③ 下請予定業者一覧表
- ④ 配置予定技術者名簿
- ⑤ 手持ち工事の状況
- ⑥ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑦ 手持ち資材の状況
- ⑧ 資材購入予定先一覧
- ⑨ 手持ち機械の状況
- ⑩ 機械リース元一覧
- ⑪ 労務者の確保計画
- ⑫ 工種別労務者配置計画
- ⑬ 建設副産物の搬出地
- ⑭ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ⑮ 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
- ⑯ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）
- ⑰ 誓約書
- ⑱ 施工体制台帳
- ⑲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

イ 説明資料の提出期限等

説明資料の提出期限は、特別重点調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ウ 特別重点調査対象者が複数の場合の扱い

特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

エ 虚偽の説明等があった場合の取扱い

入札者が虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合若しくは監督職員による施工内容の確認において入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

オ 公正取引委員会への報告

特別重点調査の結果、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行うものとする。

カ 特別重点調査の結果の公表

特別重点調査の結果についてはホームページで公表するものとする。

また、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報をホームページで公表するものとする。

キ 特別重点調査を経て契約した工事の監督

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、施工体制台帳提出時及び施工計画書提出時にヒアリングを実施する等、監督体制を強化するものとする。

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、国有林野事業工事請負契約約款については北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) に掲示しているものとする。

17 支払条件

(1) 前金払（有・無）（※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない）

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

(2) 中間前金払及び部分払 中間前金払（有・無） 部分払（有・無）

18 違約金について

受注者が国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第1項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

19 火災保険付保の要否

否

- 20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無
- 21 再苦情申立て
分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、5(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先： 上記1に同じ
- 22 関連情報を入手するための照会窓口
上記1に同じ。
- 23 その他
- (1) 言語等
契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 虚偽の記載の取扱い
技術資料【**技術提案書等**】に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 技術者の配置
落札者は、2(6)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムの稼働時間
電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) 電信入札システムの操作手引き書
システム操作上の手引き書としては、北海道森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」及び農林水産省電子入札センターホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。
- (6) 電子入札システムに関する問い合わせ先
障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
・システム操作、接続確認等の問い合わせ先
農林水産省電子入札ヘルプデスク
受付時間：9時から16時
電話：048-254-6031
FAX：048-254-6041
e-mail: help@maff-ebic.go.jp
- (7) 通知書等の確認
入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(8) 再入札等

第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(9) 本店等の所在地

本工事の手続きに際して本店、支店若しくは営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。

(10) 標準仕様書等

林道工事標準仕様書、林道工事施工管理基準については、「治山林道必携(設計積算編)」を参照すること。

(11) 競争参加資格等で求める「過去○年以内」、「過去○年間」の年とは、会計年度(4月1日～3月31日)のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去2年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去2年度の間」等と読み替える。

この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。

作成例 4 - 2 (路体強化工)

【林道改良工事(路体強化工)入札説明書(一般競争:総合評価:紙入札用)の例】

入 札 説 明 書

北海道森林管理局(又は〇〇森林管理(支)署)の平成〇〇年度〇〇〇〇工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争に付する事項
入札公告のとおり。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事(土木一式工事)に係る〇等級、〇等級又は〇等級(※「C等級」の工事の場合は、(ただし、D等級の者については資格点数が〇〇点以上の者とする。)を追加する。)の一般競争参加資格の認定を受けている者又は北海道森林管理局の建設工事の(とび・土工・コンクリート工事)に登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る)。

ただし、当該実績が平成18年4月1日以降に完成した森林管理局長若しくは森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。)の工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

經常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事:入札公告のとおり

(5) 提出された簡易な施工計画等(以下「技術資料」という。)**【「技術提案及び技術提案に基づく**

【**施工計画等**（以下「**技術提案書**」という。）】の内容が発注者の設定している標準案（別冊図面及び仕様書）より優れている場合は加算点を与えることとし、標準案での提案も認める。

なお、技術資料【**技術提案書**】で求める簡易な施工計画【**技術提案及び技術提案に基づく施工計画等**】の内容は以下のとおりとする。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

技術資料で求める内容：「○○○○工事における施工管理」

具体的な内容： 施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び各種課題の対応方法、工夫等の技術的所見

※ 標準型総合評価落札方式の場合は、上記の「技術提案書で求める内容」を次に換える。

技術提案書で求める内容：「○○工事における技術提案」

具体的な内容：① 施工計画に関する技術提案

② 社会的要請に対する技術提案

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者若しくは監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

① 1級若しくは2級の建設機械施工技士

② 技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士

a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）

b 建設部門

c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）

d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業－農業土木」若しくは「林業－森林土木」である者に限る。）

e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者

(a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）

(b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者

③ 林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者若しくは次の①及び②のいずれかに該当する者であること。

① 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成○○年4月1日から平成○○年3月31日までの15年間に上記(4)に掲げる工事において主任技術者、監理技術者、現場代理人及びこれらに補助者として従事した場合並びに施工監督、工事主任のいずれかの経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評定を実施した場合にあっては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術資料【技術提案書】の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）
- (8) 北海道森林管理局長等が発注した工事のうち、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと（項目に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社若しくは子会社の一方が更正会社又は再生手続きが継続中の会社である場合を除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社若しくは再生手続きが継続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①若しくは②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 建設業法に基づく本店、支店若しくは営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が北海道森林管理局管内に所在する者であること。

3 設計業務等の受注者等

- (1) 2の(9)の「上記1に示す工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
当該工事に係る設計業務等の受注者：〇〇〇設計株式会社

- (2) 2の(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、上記(1)の「当該工事に係る設計業務等の受注者」と次のいずれかに該当する関係を有する者である。
- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する建設業者
 - ② 当該受注者の出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ③ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格確認資料

本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術資料【**技術提案書**】(以下、「申請書、資料及び技術資料」を「**技術資料等**」という。【以下、「**申請書、資料及び技術提案書**」を「**技術提案書等**」という。】を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

上記2の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術資料等を提出することができる。

この場合において、上記2の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記2の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記2の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料等【**技術提案書等**】を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術資料等【**技術提案書等**】の提出は、入札公告に示す受付期間、受付場所に持参すること。
(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(2) 申請書

申請書は、様式1により作成すること。

(3) 技術資料等【**技術提案書等**】の作成

技術資料等は、様式2、3、4①及び②、5【**様式2、3、4①及び②、6**】とし、様式ごとに示す作成要領に従い作成すること。

なお、様式3に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなった場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更(14で後述)できるものとする。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(4) 技術資料等【**技術提案書等**】の作成説明会

技術資料等の作成説明会は、原則として実施しない。(【 】は標準型総合評価落札方式の場合)

(5) 技術資料等【**技術提案書等**】に対する審査等

技術資料等【技術提案書等】に対する審査及び評価は、競争参加資格の有無に関する部分を〇〇森林管理（支）署において実施し、競争参加資格を有すると認められた者の技術資料【技術提案書】に係る評価を北海道森林管理局の技術審査会において行う。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(6) 技術資料等【技術提案書等】の不備

技術資料等【技術提案書等】の提出がない場合（必要書類の提出不足の場合及び様式5【様式6】が無記載の場合も含む。）は、入札に参加できない。

技術資料等【技術提案書等】の記載内容は、具体的な根拠を伴って担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記述は認めない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(7) 競争参加資格の確認を行う日

競争参加資格の確認は、技術資料等【技術提案書等】の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成〇〇年〇月〇日までに通知する。

なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(8) 技術資料等【技術提案書等】のヒアリング

技術資料等【技術提案書等】のヒアリングは、原則として実施しない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(9) その他

- ① 技術資料等【技術提案書等】の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された技術資料等【技術提案書等】を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された技術資料等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における技術資料等【技術提案書等】の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

5 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

入札公告のとおり。

イ 提出場所

入札公告のとおり

ウ 提出方法

持参による。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、書面により回答するので確認すること。

回答期限：入札公告のとおり。

6 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式【標準型総合評価落札方式】は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 2の(5)の技術資料等【技術提案書等】で示された実績等により最大30点【50点】の加算点を与える。
- ③ 入札者ごとの技術評価点（①の標準点と②の加算点の合計を「技術評価点」という。以下同じ。）を当該入札者の入札価格で除して評価値を算出し、評価値が最大の者を落札者として決定する。
- ④ ③の決定に当たり、該当者の入札価格が調査基準価格を下回っていないこと及び該当者の評価値が評価基準値（標準点を本工事の予定価格で除した数値を「基準評価値」という。以下同じ。）を下回っていないことを条件とする。
- ⑤ ③の評価値の最も高い者が2者以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合、当該者が入札に立ち会わない場合並びにくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。（【 】は標準型総合評価落札方式の場合）

(2) 評価項目及び評価指標（簡易型総合評価落札方式の場合）

ア 評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ア) 施工能力等に関する事項

企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の安全管理状況により評価する。

(イ) 信頼性・社会性に関する事項

地域精通度、地域貢献度により評価する。

(ウ) 技術提案（施工計画含む）

本工事における施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び施工上の課題への対応方法の妥当性、工夫等により評価する。

(3) 入札の評価に関する基準（簡易型総合評価落札方式の場合）

ア 本工事の総合評価に関する評価項目及び評価点は以下のとおりとする。

区 分	項 目	評 価 項 目	評価点
施工能力等	企業の施工実績	同種工事の施工実績	18点
		森林土木工事成績評定点の平均	
		低入札価格調査対象工事の有無	
		表彰の有無	
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の施工経験	
		主任（監理）技術者の保有する資格	
		継続教育(CPD)の取組状況	

	企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害の有無	
信頼性・社会性	地域精通度	当該森林管理(支)署管内の市町村所在地における施工実績の有無	7点
	地域貢献度	災害協定等に基づく活動実績の有無	
		国土緑化活動に対する取り組み ボランティア活動の実績の有無	
技術提案	施工計画等	施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び各種課題への対応方法、工夫等	5点
			満点 30点

イ 「施工能力等」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
(簡易型総合評価落札方式の場合)

評価項目		評価基準	期間	評価点の配点
①	同種工事の施工実績	過去の国若しくは、都道府県、市町村の発注した同種工事の施工実績の有無	過去15年以内	2/1/0
②	森林土木工事成績評定点の平均	過去の森林土木工事成績評定点の平均点	過去2年間	5/2/0
③	低入札価格調査対象工事の有無	過去の低入札価格調査対象工事の有無及び当該工事の工事成績評定点	過去2年以内	3/1/0
④	表彰の有無	優良工事として農林水産省(林野庁)による森林土木工事の表彰の有無	過去10年以内	2/0
⑤	主任(監理)技術者の施工経験	国若しくは都道府県、市町村が発注した同種工事の施工経験の有無	過去15年以内	2/1/0
⑥	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士(森林土木)、林業技士(森林土木)の資格保有の有無	現在	1/0
⑦	継続教育(CPD)の取組状況	森林分野に関する継続教育の前年度の取得ポイントの証明の有無	前年度	2/1/0
⑧	企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害の有無	過去2年以内	1/0

注) 過去2年間の工事成績評定の平均点の考え方は以下のとおり

- ① 工事の実績が森林管理局長等の発注工事であること。
- ② 森林管理局長等の発注工事であって、工事成績評定が実施されていない工事の評定点は「65点」とみなす。
- ③ 過去2年間の北海道森林管理局長等の発注工事の施工実績が1工事のみの業者については、その成績に65点を加え2で除した点数とする。
ただし、1工事のみの成績が65点未満の業者については、その措置を行わない。

ウ 「信頼性・社会性」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
(簡易型総合評価落札方式の場合)

評価項目	評価基準	期間	評価点の配点
① 当該森林管理(支)署管内の市町村所在地における施工実績の有無	当該工事を発注する森林管理(支)署管内の市町村内所在地における森林土木工事の施工実績の有無	過去15年以内	1/0
② 災害協定等に基づく活動実績の有無	国有林等との災害協定等に基づく活動実績	過去2年以内	2/1/0
③ 国土緑化活動に対する取り組み	国有林等との分収造林等の契約や国有林野内での植樹活動等の有無	過去10年以内	2/1/0
④ ボランティア活動の実績の有無	国有林等におけるクリーン作戦、林道沿線の刈払い等の活動の有無	過去2年以内	2/1/0

エ 「企業の技術力」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
(簡易型総合評価落札方式の場合)

評価項目	評価基準	評価点の配点
本工事における施工計画等	施工計画、工程管理、品質管理、安全管理及び各種課題への対応方法、工夫等について評価する。	5/3/0

(4) 落札者の決定

ア 入札

入札参加者は、価格をもって入札する。

イ 落札者となるべき者

入札者ごとの技術評価点(標準点に加算点を加えた点数)を当該入札者の入札価格で除して評価値(評価値 = {(標準点 + 加算点) / (入札価格)})を算出し、次の条件を満たした者のうち算出した評価値の最も高い者を落札者となるべき者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ウ 落札者となるべき者を落札者しない場合

上記イの落札者となるべき者が次の条件の一に該当する場合には、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、入札公告及び入札説明書に示す条件を全て満たして入札した上記イの落札者となるべき者を除く者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき

エ 評価値の最も高い者が複数の場合

イにおいて評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者に「くじ」を引かせて落札者

を決定する。

ただし、当該者が入札に立ち会わない場合並びに「くじ」を引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

オ 調査基準価格を下回る場合

上記イの落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記15に示すとおり予決令第85条の調査を行うものとする。

(5) 評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、工事成績評定について、最大12点を限度に減ずるものとする。【林野庁工事成績評定要領に基づき減点するものとする。】 また、提案された内容が履行されなかった場合に、その性格から再度の施工が困難あるいは合理的でない場合については、契約金額の減額、損害賠償等を行う場合がある。

7 入札説明書に対する質問

(1) 質問書の提出

この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受付期間

入札公告のとおり。

イ 提出場所

入札公告のとおり。

ウ 提出方法

入札公告のとおり。

(2) 質問に対する回答

上記(1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間

入札公告のとおり。

イ 場 所

入札公告のとおり。

8 入札及び開札の日時及び場所等

入札公告のとおり。

9 入札方法等

(1) 入札書

商号若しくは名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行〇〇支店)

② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁〇〇森林管理（支）署）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

11 工事費内訳書の提出

(1) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、工種及び種別に数量、単位、単価、金額等を明らかにすること。

(2) 工事費内訳書の返却

提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 工事費内訳書の説明等

入札参加者は、商号若しくは名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

12 開札

開札は競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者若しくはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

ただし、いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止若しくは工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）

15 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、落札者の決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

(2) 特別重点調査【特別重点調査試行工事の場合】

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

特別重点調査は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

ア 提出を求める資料等

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 積算内訳書
- ③ 下請予定業者一覧表
- ④ 配置予定技術者名簿
- ⑤ 手持ち工事の状況
- ⑥ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑦ 手持ち資材の状況
- ⑧ 資材購入予定先一覧
- ⑨ 手持ち機械の状況
- ⑩ 機械リース元一覧

- ⑪ 労務者の確保計画
- ⑫ 工種別労務者配置計画
- ⑬ 建設副産物の搬出地
- ⑭ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ⑮ 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
- ⑯ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）
- ⑰ 誓約書
- ⑱ 施工体制台帳
- ⑲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

イ 説明資料の提出期限等

説明資料の提出期限は、特別重点調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ウ 特別重点調査対象者が複数の場合の扱い

特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

エ 虚偽の説明等があった場合の取扱い

入札者が虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合若しくは監督職員による施工内容の確認において入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

オ 公正取引委員会への報告

特別重点調査の結果、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行うものとする。

カ 特別重点調査の結果の公表

特別重点調査の結果についてはホームページで公表するものとする。

また、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報をホームページで公表するものとする。

キ 特別重点調査を経て契約した工事の監督

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、施工体制台帳提出時及び施工計画書提出時にヒアリングを実施する等、監督体制を強化するものとする。

16 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、国有林野事業工事請負契約約款については北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>) に掲示してい

るものとする。

17 支払条件

(1) 前金払（有・無）（※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない）

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

(2) 中間前金払及び部分払 中間前金払（有・無） 部分払（有・無）

18 違約金について

受注者が国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第1項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、低入札価格調査を受けたものに係る違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第45条の2第1項及び第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

19 火災保険付保の要否

否

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無

21 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、5(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：上記1に同じ

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記1に同じ。

23 その他

(1) 言語等

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 虚偽の記載の取扱い

技術資料等【技術提案書等】に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 技術者の配置

落札者は、2(6)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 再入札等

第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。

(5) 本店等の所在地域

本工事の手続きに際して本店、支店若しくは営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。

(6) 標準仕様書等

林道工事標準仕様書、林道工事施工管理基準については、「治山林道必携(設計積算編)」を参照すること。

(7) 競争参加資格等で求める「過去○年以内」、「過去○年間」の年とは、会計年度(4月1日～3月31日)のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去2年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去2年度の間」等と読み替える。

この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。